

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第17号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u></p> <p>目次 第1章 略 第2章 <u>審査請求</u>（第8条—第10条） 第3章～第7章 略 附則 略</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の 手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において「当事者」とは、<u>審査請求人</u>及び処分者をいう。 ただし、処分者がその処分を行った後にその職を離れたときは、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。</p> <p>（代理人の権限） 第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為を することができる。ただし、<u>審査請求</u>の全部又は一部の取下げは、<u>審査請 求人</u>の特別の委任を受けた場合に限り、することができる。 2・3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u></p> <p>目次 第1章 略 第2章 <u>不服申立て</u>（第8条—第10条） 第3章～第7章 略 附則 略</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての<u>審査請求又は異議申立て</u>（以下「<u>不服申立て</u>」という。）の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において「当事者」とは、<u>不服申立人</u>及び処分者をいう。 ただし、処分者がその処分を行った後にその職を離れたときは、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。</p> <p>（代理人の権限） 第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為を することができる。ただし、<u>不服申立て</u>の全部又は一部の取下げは、<u>不服 申立人</u>の特別の委任を受けた場合に限り、することができる。 2・3 略</p>

第2章 審査請求

(審査請求の方式)

第8条 処分についての審査請求は、次に掲げる事項を記載した審査請求書(第3号様式)に記名押印の上、人事委員会に提出してしなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名、生年月日及び住所
- (2) 審査請求人の現在の所属及び職名
- (3) 審査請求人の処分を受けた当時の所属及び職名
- (4)～(9) 略
- (10) 審査請求の趣旨及び理由

2 審査請求書には、処分説明書の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 審査請求人は、第1項第1号及び第2号の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、審査請求書記載事項変更届出書(第4号様式)を、人事委員会に提出しなければならない。

(審査請求の取下げ)

第9条 審査請求人は、人事委員会が事案について裁決を行うまでは、いつでも審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、審査請求取下書(第5号様式)を人事委員会に提出してしなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定による審査請求の取下げがあったときは、その旨を処分者に通知するものとする。

4 取下げのあった審査請求の部分については、初めから人事委員会に係属しなかったものとみなす。

(処分者の処分取消し等)

第10条 略

2 人事委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を書面で審査請求人に通知するものとする。

3 人事委員会は、第1項の規定による処分の取消しの通知を受けたとき、又は審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなった

第2章 不服申立て

(不服申立ての方式)

第8条 処分についての不服申立ては、次に掲げる事項を記載した不服申立書(第3号様式)に記名押印の上、人事委員会に提出してしなければならない。

- (1) 不服申立人の氏名、生年月日及び住所
- (2) 不服申立人の現在の所属及び職名
- (3) 不服申立人の処分を受けた当時の所属及び職名
- (4)～(9) 略
- (10) 不服申立ての趣旨及び理由

2 不服申立書には、処分説明書の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 不服申立人は、第1項第1号及び第2号の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、不服申立書記載事項変更届出書(第4号様式)を、人事委員会に提出しなければならない。

(不服申立ての取下げ)

第9条 不服申立人は、人事委員会が事案について裁決(異議申立てのときは、決定。以下同じ。)を行うまでは、いつでも不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、不服申立取下書(第5号様式)を人事委員会に提出してしなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定による不服申立ての取下げがあったときは、その旨を処分者に通知するものとする。

4 取下げのあった不服申立ての部分については、初めから人事委員会に係属しなかったものとみなす。

(処分者の処分取消し等)

第10条 略

2 人事委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を書面で不服申立人に通知するものとする。

3 人事委員会は、第1項の規定による処分の取消しの通知を受けたとき、又は不服申立人の所在不明等により審査を継続することができなくなった

と認めるときは、直ちに、その事案の審査の終了を決定するものとする。
4 審査請求人は、第2項の規定による処分の修正の通知を受けたときは、直ちに、その事案に係る審査請求を継続するか又は取り下げるかを人事委員会に申し出なければならない。

(審査長の指名等)

第11条 略

(審査の方法)

第12条 人事委員会は、審査請求の審査を行うときは、審査請求人から口頭審理の請求がない限り、書面審理で行うものとする。

- 2 審査請求人は、審査が終了するまでは、いつでも、口頭審理の請求又はその撤回をすることができる。
- 3 審査請求人は、既にした口頭審理の公開又は非公開の請求の変更をすることができる。
- 4 審査請求人は、前2項の規定により審査の方法を変更しようとするときは、審査方法変更申出書（第6号様式）を人事委員会に提出してしなければならない。

(審査の併合及び分離)

第13条 人事委員会は、当事者の申請により又は職権で、同一又は相互に関連する事案に係る数個の審査請求の審査を併合することができる。

- 2 略
- 3 人事委員会は、前2項の規定により、審査請求の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。
- 4 略

(審査請求書の審査等)

第14条 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項について審査するものとする。

- 2 前項の規定により審査をした結果、審査請求書の記載事項に不備があるときその他審査請求が不適法であって補正できるものであるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。

と認めるときは、直ちに、その事案の審査の終了を決定するものとする。
4 不服申立人は、第2項の規定による処分の修正の通知を受けたときは、直ちに、その事案に係る不服申立てを継続するか又は取り下げるかを人事委員会に申し出なければならない。

(審査長の指定等)

第11条 略

(審査の方法)

第12条 人事委員会は、不服申立ての審査を行うときは、不服申立人から口頭審理の請求がない限り、書面審理で行うものとする。

- 2 不服申立人は、審査が終了するまでは、いつでも、口頭審理の請求又はその撤回をすることができる。
- 3 不服申立人は、既にした口頭審理の公開又は非公開の請求の変更をすることができる。
- 4 不服申立人は、前2項の規定により審査の方法を変更しようとするときは、審査方法変更申出書（第6号様式）を人事委員会に提出してしなければならない。

(審査の併合及び分離)

第13条 人事委員会は、当事者の申請により又は職権で、同一又は相互に関連する事案に係る数個の不服申立ての審査を併合することができる。

- 2 略
- 3 人事委員会は、前2項の規定により、不服申立ての審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。
- 4 略

(不服申立書の審査等)

第14条 人事委員会は、不服申立書が提出されたときは、その記載事項について審査するものとする。

- 2 前項の規定により審査をした結果、不服申立書の記載事項に不備があるときその他不服申立てが不適法であって補正できるものであるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命ずることができる。

(審査請求書の副本の送付)

第15条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、処分者に審査請求書の副本を送付するものとする。

(答弁書等の提出)

第16条 略

2 人事委員会は、答弁書が提出されたときは、審査請求人にその副本を送付するものとする。

3 審査請求人は、答弁書の副本の送付を受けたときは、人事委員会が定める相当の期間内に、これに対する反論書を提出することができる。

4～7 略

(裁決)

第37条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、第14条第2項の規定に基づく人事委員会の補正命令に従わなかったとき、その他不適法であるときは、人事委員会は、裁決で、その審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないとき、又は第10条第3項の規定に基づき、審査の終了を決定したときは、人事委員会は、裁決で、その審査請求を棄却する。

3 審査請求が理由があるときは、人事委員会は、裁決で、処分者の行った処分の全部若しくは一部を取り消し、又は修正する。

(審査費用の負担)

第48条 審査請求の審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、当事者の負担とする。

(1)・(2) 略

(補則)

第49条 この規則に定めるもののほか、処分についての審査請求の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(不服申立書の副本の送付)

第15条 人事委員会は、不服申立てを受理したときは、処分者に不服申立書の副本を送付するものとする。

(答弁書等の提出)

第16条 略

2 人事委員会は、答弁書が提出されたときは、不服申立人にその副本を送付するものとする。

3 不服申立人は、答弁書の副本の送付を受けたときは、人事委員会が定める相当の期間内に、これに対する反論書を提出することができる。

4～7 略

(裁決)

第37条 不服申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、第14条第2項の規定に基づく人事委員会の補正命令に従わなかったとき、その他不適法であるときは、人事委員会は、裁決で、その不服申立てを却下する。

2 不服申立てが理由がないとき、又は第10条第3項の規定に基づき、審査の終了を決定したときは、人事委員会は、裁決で、その不服申立てを棄却する。

3 不服申立てが理由があるときは、人事委員会は、裁決で、処分者の行った処分の全部若しくは一部を取り消し、又は修正する。

(審査費用の負担)

第48条 不服申立ての審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、当事者の負担とする。

(1)・(2) 略

(補則)

第49条 この規則に定めるもののほか、処分についての不服申立ての手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第1号様式（第3条関係）

代理人選任（解任）届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

年（審）第 号事案について、次のとおり代理人を選任（解任）したので届けてます。

氏 名	住 所	生年月日	選任又は解任の別	選任又は解任年月日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
代理権の 範 囲				

- 注 1 審査請求人に係る代理人選任の届出のときは、代理権の範囲欄に、審査請求の全部又は一部の取下げを特に委任するときは、その旨を明確に記載すること。
- 2 代理人選任の届出のときは、代理人の資格を証する書面を添付すること。

第1号様式（第3条関係）

代理人選任（解任）届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

年（不）第 号事案について、次のとおり代理人を選任（解任）したので届けてます。

氏 名	住 所	生年月日	選任又は解任の別	選任又は解任年月日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
代理権の 範 囲				

- 注 1 不服申立人に係る代理人選任の届出のときは、代理権の範囲欄に、不服申立ての全部又は一部の取下げを特に委任するときは、その旨を明確に記載すること。
- 2 代理人選任の届出のときは、代理人の資格を証する書面を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

主代理人指定（変更）届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊤]

年（審）第 号事案について、次のとおり主代理人を指定（変更）したので届け出ます。

主代理人氏名		指定又は変更 年 月 日	年 月 日
住 所	郵便番号		
連 絡 先		電 話 番 号	()

第2号様式（第3条関係）

主代理人指定（変更）届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊤]

年（不）第 号事案について、次のとおり主代理人を指定（変更）したので届け出ます。

主代理人氏名		指定又は変更 年 月 日	年 月 日
住 所	郵便番号		
連 絡 先		電 話 番 号	()

第3号様式（第8条、第14条、第15条関係）

審査請求書

年 月 日

香川県人事委員会殿

審査請求人 氏 名◎

地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求をします。

審査請求人	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所		郵便番号	電話番号 ()
	現在の所属及び職名			
	処分を受けた当時の所属及び職名			
処分者名				
処分の内容				
処分を受けた年月日			年 月 日	
処分があったことを知った年月日			年 月 日	
審査の方法				
処分説明書を受領した年月日又は処分説明書が交付されなかった経緯			年 月 日	
審査請求の趣旨及び理由				
.....				
.....				
.....				

- 注 1 審査の方法欄には、書面審理、非公開口頭審理又は公開口頭審理のうち、希望する方法を記載すること。
- 2 処分説明書が交付されなかったときは、その経緯を処分説明書を受領した年月日欄に記載すること。
- 3 審査請求の趣旨及び理由欄に記入しきれないときは、別紙を用いること。

第3号様式（第8条、第14条、第15条関係）

不服申立書

年 月 日

香川県人事委員会殿

不服申立人 氏 名◎

地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。

不服申立人	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所		郵便番号	電話番号 ()
	現在の所属及び職名			
	処分を受けた当時の所属及び職名			
処分者名				
処分の内容				
処分を受けた年月日			年 月 日	
処分があったことを知った年月日			年 月 日	
審査の方法				
処分説明書を受領した年月日又は処分説明書が交付されなかった経緯			年 月 日	
不服申立ての趣旨及び理由				
.....				
.....				
.....				

- 注 1 審査の方法欄には、書面審理、非公開口頭審理又は公開口頭審理のうち、希望する方法を記載すること。
- 2 処分説明書が交付されなかったときは、その経緯を処分説明書を受領した年月日欄に記載すること。
- 3 不服申立ての趣旨及び理由欄に記入しきれないときは、別紙を用いること。

第4号様式（第8条関係）

審査請求書記載事項変更届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

審査請求人 氏 名[㊟]

年 月 日付けで提出した審査請求書の記載事項に変更を生じたので、次のとおり届け出ます。

変更する事項		変更前	
		変更後	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第8条関係）

不服申立書記載事項変更届出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

不服申立人 氏 名[㊟]

年 月 日付けで提出した不服申立書の記載事項に変更を生じたので、次のとおり届け出ます。

変更する事項		変更前	
		変更後	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第9条関係）

審査請求取下書

年 月 日

香川県人事委員会殿

審査請求人 氏 名[㊟]

年（審）第 号事案に係る審査請求を、次のとおり取り下げます。

（取り下げる部分）

第5号様式（第9条関係）

不服申立取下書

年 月 日

香川県人事委員会殿

不服申立人 氏 名[㊟]

年（不）第 号事案に係る不服申立てを、次のとおり取り下げます。

（取り下げる部分）

第6号様式（第12条関係）

審査方法変更申出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

審査請求人 氏 名[㊟]

年 月 日付で行った審査請求の審査方法を、次のとおり変更したいので申し出ます。

変 更 前	
変 更 後	

第7号様式（第13条関係）

審査併合申請書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

先に行った（行われた）次の審査請求について、審査を併合するよう申請します。

審査請求 の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
事 案 名					
理 由					

第6号様式（第12条関係）

審査方法変更申出書

年 月 日

香川県人事委員会殿

不服申立人 氏 名[㊟]

年 月 日付で行った不服申立ての審査方法を、次のとおり変更したいので申し出ます。

変 更 前	
変 更 後	

第7号様式（第13条関係）

審査併合申請書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

先に行った（行われた）次の不服申立てについて、審査を併合するよう申請します。

不服申立て の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
事 案 名					
理 由					

第8号様式（第18条関係）

口頭審理期日変更申請書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

年（審）第 号事案に係る第 回口頭審理の期日に、次の理由により出席できないので変更されるよう申請します。

（理由）

注 理由は、できるだけ具体的に記載すること。

第8号様式（第18条関係）

口頭審理期日変更申請書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊟]

年（不）第 号事案に係る第 回口頭審理の期日に、次の理由により出席できないので変更されるよう申請します。

（理由）

注 理由は、できるだけ具体的に記載すること。

第9号様式（第25条関係）

証 拠 申 出 書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊦]

年（審）第 号事案について、次のとおり証拠調べを申し出ます。

（証人の場合）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	-----		
	郵便番号	電話番号	()
証明しようとする事実			
証明しようとする事実 と証人との関係			
所 要 時 間			

（その他の場合）

文書等の表示	
作成者等の氏名	
証明しようとする事実	
証明しようとする事実 と証拠との関係	

第9号様式（第25条関係）

証 拠 申 出 書

年 月 日

香川県人事委員会殿

当事者 氏 名[㊦]

年（不）第 号事案について、次のとおり証拠調べを申し出ます。

（証人の場合）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	-----		
	郵便番号	電話番号	()
証明しようとする事実			
証明しようとする事実 と証人との関係			
所 要 時 間			

（その他の場合）

文書等の表示	
作成者等の氏名	
証明しようとする事実	
証明しようとする事実 と証拠との関係	

第11号様式（第43条関係）

再 審 請 求 書

年 月 日

香川県人事委員会殿

再審請求人 氏 名[㊟]

年（審）第 号事案に対する 年 月 日付香川県人事委員会の裁
 決について、不利益処分についての審査請求に関する規則第43条第1項の規定に基づき、
 次のとおり再審の請求をします。

再 審 請 求 人	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			
再 審 請 求 人	住 所			
		郵便番号	電話番号	()
裁 決 の 主 文				
裁決があったことを 知った年月日		年 月 日		
再 審 を 請 求 す る 理 由				

注 再審を請求する理由欄には、不利益処分についての審査請求に関する規則第43条第
 1項各号との関係を明示し、かつ、できるだけ詳細に記載すること。

なお、この場合において、記入しきれないときは、別紙を用いること。

第11号様式（第43条関係）

再 審 請 求 書

年 月 日

香川県人事委員会殿

再審請求人 氏 名[㊟]

年（不）第 号事案に対する 年 月 日付香川県人事委員会の裁
 決について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第43条第1項の規定に基づ
 き、次のとおり再審の請求をします。

再 審 請 求 人	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			
再 審 請 求 人	住 所			
		郵便番号	電話番号	()
裁 決 の 主 文				
裁決があったことを 知った年月日		年 月 日		
再 審 を 請 求 す る 理 由				

注 再審を請求する理由欄には、不利益処分についての不服申立てに関する規則第43条
 第1項各号との関係を明示し、かつ、できるだけ詳細に記載すること。

なお、この場合において、記入しきれないときは、別紙を用いること。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。